建築物を安全に建てるための建築基準法・建築士法

建築基準法の役割

●建築基準法

建築基準法には、国民の生命・健康・財産を守るため、地震や火災など に対する安全性や、建築物の敷地、周囲の環境などに関する必要な基準 が定められています。

建築物を建てる場合には、必ず守らなければなりません。

●建築基準法のチェックは、次の3段階で行われます。

建築確認

建築物の計画が、建築基準法やその他の関係法令の基準

に適合しているかを確認します。

中間検査

安全性に深くかかわる工程については、その工程が終 わった段階で、その建築物が法令の基準に適合している かを検査します。

完了検査

工事が完了した段階でその建築物が法令の基準に適合し ているかを検査します。

になっています。

また、違反建築物の建築主などへの罰則の規定が設けられています。

建築工事の流れ

建築確認申請

確認済証

中間検査

申請

中間検査

合格証

建築確認

中間検査

完了検査

建築計画の作成

建築着工

建築丁事

工事完了

完了検査申請

検査済証

建築士の役割

— ●設計

建築基準法を遵守しながら、安全性や機能性など を考慮し、建築物の設計図書を作成します。



●工事監理

工事監理とは、工事を設計図書と照合し、工事が 設計図書のとおり実施されているかどうかを確認 することをいいます。

工事を行うためには工事監理者を選定しなければ なりません。

工事監理は設計者に依頼する場合もありますが、 別の建築士を選定してもかまいません。



●情報の公開・違反者への罰則など

建築された建物の概要や検査の履歴は台帳に記載され、閲覧できるよう

完成・使用開始